

令和5年6月

第6回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認に

		について
	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 8 号	地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について
	議案第 9 号	令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画について
	議案第 10 号	令和 5 年度農業者年金加入推進部長の推薦について
	議案第 11 号	全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、ほぼ定刻となりまして、皆様、御出席いただいているようですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和 5 年第 6 回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。

第 6 回総会を招集しましたところ、多数の皆様にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。最近気温も高い日が続き、かなり蒸し暑くなってきましたが、体調には気を付けていただければと思います。

また、今月 24 日には農地再生チャレンジ事業の収穫体験会が予定されていますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第6回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第6回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席5番雨貝洋子委員、議席6番白石 悟委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号1番については、既存の耕作権が設定されており、その解約手続きが整わないため、継続審議としました。

以上のことから、提出番号1番については、継続審議としましたが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、申請者は、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番、3番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、水稻、ブルーベリー等を作付けしている農家で、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号4番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

さる6月7日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、申請者は農業を開始するため、申請されたもので野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農業開始のため、申請地を取得し、野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、申請に必要な書類が不足しているため、継続審議といたしました。

提出番号8番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、耕作利便のため、所有権を一部受贈するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、耕作利便のため、所有権を一部受贈するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号7番については、継続審議。提出番号6番、8番から10番については農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で議案第1号の説明及び報告が終わりました。

提出番号1番、7番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号1番、7番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号1番、7番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

提出番号1番、7番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号、提出番号1番、7番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号2番から6番、8番から10番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号2番から6番、8番から10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番から6番、8番から10番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号2番から6番、8番から10番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。谷田部地区分について、小川 充委員をお願いいたします。

小川 充委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、開発許可等の関係法令との協議が整わないため、継続審議としました。

以上のことから、提出番号1番については、継続審議としましたが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和4年11月14日付け、つくば農委指令第42号をもって、農地法第5条の許可を受け、車両置場兼資材置場用地として申請地を取得しましたが、申請地北側の農地部分を拡張し、車両置場及び資材置場用地として利用すべく、事業計画変更の申請をするものです。

提出番号3番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって、農地法第5条の許可を受け、建売住宅用地として申請地を取得しましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更をするものです。

以上のことから、提出番号2番、3番については承認しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号1番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。提出番号1番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にならないようですので、提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号、提出番号1番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号2番、3番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にならないようですので、提出番号2番、3番に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。 提出番号2番、3番について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」の提出番号2番、3番については、承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

さる6月7日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、実家で家族と同居していますが、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番、3番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、隣接地に居住していますが、駐車スペースがないため、申請地を取得および借り受け、駐車場用地として申請されたものですが、すでに駐車場として利用してしまっていることから、始末書付きの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面をコンクリート舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車4台分のスペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番、6番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第2種と判断しました。

申請者は県外で太陽光発電事業を営む法人です。

太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545ワットパネルを180枚、それぞれ申請地に設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、実家で家族と同居していますが、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、転用に要する事業資金を証明する書類が整わないため、継続審議とすることとしました。

以上のことから、提出番号9番については継続審議、提出番号1番から8番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定、第2種農地および第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市外の借家住まいですが、知人の紹介により市内で農業を開始することになりましたが、現住居では通作に不便であるため、申請地を取得し、農家住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市外の借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、環境の良い土地を探していたところ適地が見つかったところから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を持ち、トレーラーハウスの製造販売業を営む法人です。

近年、トレーラーハウスを利用した店舗や宿泊施設等が首都圏を中心に多くなってきており、販路の拡大のため、申請地を取得し、トレーラーハウス展示販売用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を碎石敷とし、雨水は敷地内浸透の上、大型トレーラーハウスを6台、小型トレーラーハウスを4台に加え、従業員と来客用の駐車場を6台分確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号21番については、開発許可等の関係法令との協議が整わないため、継続審議としました。

以上のことから、提出番号21番については継続審議。

提出番号10番から20番については、一般基準に適合のうえ、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、申請地の農地区分は第2種と判断しました。

申請者は県外で太陽光発電事業を営む法人です。

太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550ワットパネル168枚を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に電気を売る計画となっております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号22番、23番については、一般基準に適合のうえ、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。

今般、申請地を取得し、建築条件付売買地として7区画を販売する計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で運送業を営む法人の代表です。

今般、既存で利用している駐車場の敷地が狭く、車輛の入出庫時に支障を来していることから、当該駐車場を土地所有者に返却し、新たに申請地を取得した上で、営業用貨物自動車及び従業員駐車場用地を拡張すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透とした上で、普通自動車12台分、中型トラック9台分、大型トラック2台分のスペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号27番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 24 番から 27 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地及び第 2 種農地の例外許可規定、並びに第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

さる 6 月 7 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 28 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、専門学校を経営する法人です。現在在籍する生徒が利用している駐車場が不足しており、支障をきたしていることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水を敷地内浸透処理した上で、普通自動車 30 台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 29 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、義母と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 28 番、29 番については、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

さる 6 月 8 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 30 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号31番から33番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第3種農地と判断いたしました。

申請者は、県外で旅館業を営む個人事業者です。

今般、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号34番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で廃棄物の収集運搬業を営む法人です。

現在、既存の事務所敷地、資材置場等が手狭となり業務に支障をきたしており、業務効率化を図るため申請地を取得し、車両置場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、4tトラック15台分の車両スペースと、コンテナ等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号35番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号36番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金および金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号37番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号38番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号39番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接に住宅を建築し、居住しておりますが、進入路部分の幅員が狭く、車両の出入りに支障を来していることから、申請地を取得し、進入路部分の幅員を拡張するために申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号40番については、農地区分は第2種及び第3種農地と判断いたしました。

申請者は、県外で福祉事業を営む法人です。

今般、近隣での保育需要の増加を受け、申請地を取得し、保育所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨平屋建ての保育所1棟を建築の上、職員、保護者用駐車場を

確保し、0歳児から5歳児まで計70名を受け入れる計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております

以上のことから、提出番号30番から40番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定、並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明、報告が終わりました。

提出番号9番、21番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号9番、21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号9番、21番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

提出番号9番、21番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号、提出番号9番、21番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第3号の1番から8番、10番から20番、22番から40番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、議案第3号の1番から8番、10番から20番、22番から40番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号の1番から8番、10番から20番、22番から40番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についての 1 番から 8 番、10 番から 20 番、22 番から 40 番は、許可することに決定いたします。

なお、提出番号 40 番につきましては、30 アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問のうえで、許可いたします。

議案第 4 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

豊里地区分について、對崎委員お願いいたします。

對崎徳男委員

さる 6 月 7 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、平成 11 年頃より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 2 番については、平成 11 年頃より美術館として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、1 番、2 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

さる 6 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、平成元年頃より駐車場として利用されており、現在も同様

の状況となっております。

提出番号4番については、平成14年以前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なおいっそう各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、平成4年以前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

さる6月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっています。

以上のことから、提出番号6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

さる6月7日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、昭和45年頃より旧北条中学校の花壇用地として利用しており現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、昭和55年頃より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号9番については、昭和45年頃より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号8番、9番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第5号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

さる6月8日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作の利便性向上をはかるため、田畑転換をするものです。沼崎地内にある山林の赤土と、小美玉市内にあるリサイクル業者から購入したウッドチップを用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として栗を作付する予定です。

提出番号2番については、耕作の利便性向上をはかるため、田畑転換をするものです。沼崎地内にある山林の赤土と、小美玉市内にあるリサイクル業者から購入したウッドチップを用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として栗を作付する予定です。

以上のことから提出番号1番、2番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、担当委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書27ページになります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年 5 月 18 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号 1 番、豊里地区で15年間の賃借権及び使用貸借権を設定するものです。

以降、提出番号17番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 3 件、谷田部地区 4 件、大穂地区 3 件、筑波地区 6 件、桜地区 1 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 6 号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号について、原案のとおり決定いたします。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書30ページになります。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年5月19日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号19番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区17件、谷田部地区1件、大穂地区1件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号7番、10番から19番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から6番、8番、9番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から6番、8番、9番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から6番、8番、9番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号1番から6番、8番、9番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号7番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、野堀委員の退席を求めます。

（野堀良夫委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号7番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、これにて提出番号 7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 7 番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号 7 番について、原案のとおり決定いたします。

野堀委員の復席を求めます。

（野堀良夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号10番から19番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号10番から19番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、これにて提出番号10番から19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号10番から19番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号10番から19番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議案第 8 号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書35ページになります。

議案第 8 号「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」御説明いたします。

こちらは、国土調査法に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関し、現況が非農地となっている土地の取り扱いについて照会がありましたので、回答するものでございます。

今年度は、赤塚地区において地籍調査を実施し、今回の照会部分は、対象筆数が51筆、合計面積が27,542.47㎡となっております。こちらの対象に関しまして、市長部局から地目変更の同意を35ページから40ページのとおり、農業委員会に求められておりますのでお諮りするものでございます。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

さる 6 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

地目変更にかかわる土地51筆については、現況が宅地31筆、計18,368.22㎡、雑種地 7 筆、計3,200㎡、山林 6 筆、計5,643㎡、道路 7 筆、331.25㎡となっております。

現地調査の結果、地目変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第 8 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第 8 号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 8 号を原案のとおり地目変更することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については、地目変更に同意することに決定いたします。

議案第 9 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案第 9 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画についてご説明いたします。

こちらは、独立行政法人農業者年金基金が毎年作成している農業者年金に関する取組方針の規定により、当市における活動計画を策定し、農業会議へ提出するものでございます。

1 番について全体 3 名、20 歳から 39 歳 2 名、女性 1 名の新規加入者を目標として設定しており、4 番の今年度の年金の加入推進計画ですが、個別訪問の実施期間については、事務局と各地区対象農業委員で行い、10 月から 12 月にかけて予定しておりますので、御協力をお願いいたします。8 番に移りまして広報普及活動の実施については農委広報誌にて行う計画です。

今回の総会で承認された上は、農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和5年度農業者年金加入推進活動計画については、原案のとおり決定いたします。

議案第10号 令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書42ページです。

議案第10号 令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦についてご説明いたします。

先ほどの議案第9号と関連し、農業者年金基金の規定に基づき、毎年農業委員会において加入推進部長2名を推薦することになっております。茨城県農業会議からの要請により、昨年度から加入推進部長を2名設置する農業委員会は、必ず1名女性を推薦することとなりました。

5月29日の運営委員会で協議した結果、昨年と同様、飯野会長と雨貝委員を推薦すべきとの結論に至りましたので報告させていただきます。

議 長（飯野 和男）

ただいま、事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

農業者年金加入推進部長に、私、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦について、飯野和男と雨貝洋子委員を推薦することに決定いたします。

議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について

議長（飯野 和男）

次に、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書43ページになります。

こちらは、農業委員会の最重要事項として位置づけられている農地利用の最適化推進については、情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記3点を申し合わせる決議でございます。

1つ目といたしましては、農業者や農村現場への農政情報の普及浸透と地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行うこと。

2つ目といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行うこと。

3つ目といたしましては、11月末までに、つくば市管内において、目標としている購読部数111部の達成を申し合わせるものでございます。

今回の総会で承認された上は、農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま、事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

全国農業新聞普及推進について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書44ページから66ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問、意見等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

その他報告

議 長（飯野 和男）

その他報告ですが、大井地内で実施する「農地再生チャレンジ事業」について、遊休農地対策専門委員会の本橋委員長より報告をお願いいたします。

本橋文男委員

遊休農地対策専門委員会よりご報告申し上げます。

今年度の農地再生チャレンジ事業につきましては、予定どおり6月24日土曜日に収穫を行なうこととなりました。

当日は農業委員・推進委員の全員参加により、大井圃場に集合いただき、収穫作業を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。なお、当日の作業スケジュール等については、改めて文書で通知いたしますので、再度御確認をお願いします。

また、ジャガイモの収穫体験については、ホームページでの募集の結果、50組、173名の方からお申し込みをいただいておりますので、併せて御報告いたします。

農地再生事業は収穫で一つの区切りとなりますが、今後とも委員各位のより一層の御協力をお願いいたします。

遊休農地対策専門委員会からは、以上となります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第6回総会を閉会いたします。

【午後14時35分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員